

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人報徳福社会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事、評議員をいう

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営の為の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬を支払わないものとする。

2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる

(評議員の報酬)

第6条 評議員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給
- 3 業務遂行に必要な経費を実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の議決を経てなければならない。

付則

- 1 本規程の改正は、理事会の議決を経てなければならない。

別表1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	10000円

別表2 (日額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	10000円
理事業務報酬等	10000円
監事監業務報酬等	10000円
評議員業務報酬等	10000円

別表3 (日額)

旅 費	宿泊費	報 酬
実 費	25000円	10000円